

7ス庁第714号
令和7年6月20日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長 御中
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長 寺門 成 真

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する
法律の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、第217回国会（常会）において「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第71号）（以下「改正法」という。）が成立し、令和7年6月20日に公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなりました。

平成23年にスポーツ基本法が制定されてから約14年が経過し、この間、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化し、スポーツの価値や社会的役割の重要性もより一層高まっております。

今回公布された改正法は、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質化を図り、ウェルビーイングといった多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現を図るための所要の改正を行うものです。

文部科学省においては、今後、改正法に基づき、次期スポーツ基本計画の策定をはじめとして、スポーツに関する施策の一層の推進を図っていく予定です。

各関係機関におかれては、改正法の意義を御理解いただくとともに、地方公共団体におかれては、スポーツを行う者に対する暴力等（いわゆる暴力、パワハラ、セクハラ、盗撮、誹謗中傷等）の防止（法第29条第1項関係）につい

て、スポーツを行う者の環境が害されることのないように必要な措置を講ずる必要があり、その準備に遺漏のないようお願いします。

また、新たに、スポーツ施設の整備及び活用にあたって、まちづくりとの一体的な推進を図り、活力ある地域社会の形成に資するように努めること（法第12条第3項関係）、特に気候の変動への対応に留意しつつ、スポーツの実施のための環境の整備に努めること（法第14条関係）、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進に努めること（法第16条の2第2項関係）、発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保に努めること（法第16条の3関係）、中学校等の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会の確保に努めること（法第17条の2第1項関係）、高等学校等の生徒のスポーツの推進に努めること（法第17条の3関係）、多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保等に努めること（法第21条の2関係）、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実に努めること（法第24条の2第1項関係）等が規定されていることについて、格段の御配慮をお願いいたします。

さらに、スポーツに関する事務を管理し、及び執行する各都道府県教育委員会又は各都道府県知事におかれては、これらを御了知の上、域内の市町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨周知くださるようお願いします。

なお、関係する政令の制定及び改正と併せて、上記を含むこの法律等の施行に当たって留意すべき事項については、追って通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

【添付資料】

- 別添1 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）
- 別添2 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（条文）
- 別添3 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（新旧対照表）

スポーツ庁政策課企画係（担当：伊藤、岩本） TEL：03-5253-4111(内線 3791) MAIL：sseisaku@mext.go.jp
--

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

別添 1

趣 旨

スポーツ基本法の制定から14年、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化。健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、所要の改正を行う。

1. スポーツ基本法

概 要

一 前文

- (1)スポーツに親しむことのできる機会の確保等（※基本理念にも規定）、(2)多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現等（〃）、(3)スポーツと文化芸術等の他の分野との連携、
- (4)スポーツの果たす役割における、いわゆる「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の明示

二 基本理念

- (1)スポーツによる地域振興の推進、(2)スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現
- (3)スポーツによる共生社会の実現、(4)国際的な規模のスポーツの競技会の例示の追加

三 スポーツ団体の努力等

- ・スポーツ団体は、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。
- ・国等が連携を図る関係者として、スポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者の明記

四 地方スポーツ推進計画

- ・都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨の明記
- ・スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる旨の追加

五 基本的施策

1 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

- (1)まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）
- (2)スポーツ事故の防止等に係るスポーツの実施のための環境整備及び気候の変動への対応についての留意
- (3)スポーツに関する諸科学の例示の追加
- (4)スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備等
- (5)部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進等
- (6)スポーツ産業の事業者が果たす役割の明示等

2 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

- (1)多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタリティ）
- (2)情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（eスポーツ）

3 全国的な規模のスポーツの競技会等に関する規定についての所要の改正

- (1)名称の変更（全国パラスポーツ大会等）、(2)国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義の明示等、
- (3)国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保、(4)企業等が果たす役割の明示

4 スポーツの公正及び公平の確保等

- (1)暴力等の防止、(2)スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、(3)ドーピング防止活動の推進、
- (4)スポーツの公正の確保等のための具体的な役割を担うスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況についての報告等

六 スポーツの振興のために必要な資金等

スポーツの振興に関する知識、人材及び資金の好循環の実現等

2. スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

概 要

国等が連携を図る関係者として、「一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構」を位置付ける。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律

(スポーツ基本法の一部改正)

第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第三節 競技水準の向上等(第二十五条―第二十九

条)―を
「第三節 競技水準の向上等(第二十五条―第二十八条) に、「第三十五

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等(第二十九条―第二十九条の五)―

条」を「第三十六条」に改める。

前文のうち第二項中「下に」の下に「、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」を加え、「が確保されなければならない」を「、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない」に改め、第五項中「高めるものである」の下に「。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生

きる絆きずなの形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである」を加え、「また、スポーツの」を「さらに、スポーツの」に改め、第七項中「の重要性」を「は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によつて果たされるものであり、その重要性」に、「二十一世紀の」を「将来における」に改める。

第二条第一項中「鑑み」の下に「、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」を、「すること」の下に「により、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現すること」を加え、同条第三項中「となる」の下に「こと等により、地域振興に資する」を加え、同条第四項中「図られる」の下に「とともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資する」を加え、同条第五項中「障害者」の下に「をはじめとする全ての国民」を、「程度」の下に「その他の事由」を、「しつつ」の下に「、共生社会の実現に資することを旨として、」を加え、同条第六項中「（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）」を削り、「パラリンピック競技大会」の下

に「、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会」を加え、同条第八項中「スポーツは」の下に「、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）その他の関係法律の規定を踏まえ」を、「旨として」の下に「、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ」を加える。

第五条第二項を次のように改める。

2 スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

第五条第三項を削る。

第七条中「及び」の下に「スポーツ、文化芸術その他の分野の」を加える。

第十条第一項中「」は」の下に「、単独で又は共同して」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。

第十二条に次の一項を加える。

3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

第十四条中「整備」の下に「スポーツの実施のための環境の整備」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「歯学」の下に「薬学」を、「生理学」の下に「栄養学、法学、経済学、社会学」を加え、「力学」を「倫理学、教育学」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用）

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用に努めるものとする。

（発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保）

第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十七条の次に次の三条を加える。

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

（高等学校の生徒のスポーツの推進）

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。）の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（大学におけるスポーツの推進等）

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

第十八条中「又は競技水準の向上」を「、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興」に改め、「鑑み」の下に「、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう」を加える。

第二十一条中「住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）を「地域スポーツクラブ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保）

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整

備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三章第二節中第二十四条の次に次の一条を加える。

（情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実）

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。

2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

第二十六条の見出し中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改め、同条第一項中「以下」を「第三項及び第二十九条の五第一項において」に、「共同して」を「共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して」に改め、「とする」の下に「とともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする」を加え、同条第二項中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラ

スポーツ協会」に、「共同して」を「共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して」に改め、「とする」の下に「とともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする」を加え、同条第三項中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に改める。

第二十七条第二項中「をいう」の下に「。第二十九条の五第一項において同じ」を加え、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

第二十八条の見出し中「、大学」を削り、同条中「又は競技水準の向上」を「、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興」に改め、「のスポーツチーム」及び「、大学」を削り、同条の次に次の節名を付する。

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等

第二十九条を次のように改める。

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

第三章中第二十九条の次に次の四条を加える。

（スポーツに係る競技の不正な操作等の防止）

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第二十九条の四 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、

仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。
(スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等)

第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

2 スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

第三十三条第一項第一号中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める。
本則に次の一条を加える。

（スポーツの振興のために必要な資金等）

第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。

2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。

3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。

（スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部改正）

第二条 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「日本アンチ・ドーピング機構」の下に「一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構（平成三十年十一月十六日に一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構という名称で設立された法人をい

う。」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中スポーツ基本法第二十六条の見出しの改正規定、同条第二項の改正規定（「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める部分に限る。）及び同条第三項の改正規定（「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める部分に限る。）並びに同法第三十三条第一項第一号の改正規定は、令和十三年一月一日から施行する。

理由

スポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、スポーツ基本法について、前文及び基本理念の見直し、地方スポーツ推進計画に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるとともに、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律について、国等が連携を図る関係者として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を明記する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- ◎ スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表
- スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)(第一条関係)

改正案	現行
目次 前文 第一章・第二章〔略〕 第三章 基本的施策 第一節 〔略〕 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条―第二十四条の二) 第三節 競技水準の向上等(第二十五条―第二十八条) 第四節 <u>スポーツの公正及び公平の確保等(第二十九条―第二十九條の五)</u> 第四章 〔略〕 第五章 国の補助等(第三十三条―第三十六条) 附則 〔略〕 スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養^{かん}等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯	目次 前文 第一章・第二章〔略〕 第三章 基本的施策 第一節 〔略〕 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条―第二十四条) 第三節 競技水準の向上等(第二十五条―第二十九条) 〔新設〕 第四章 〔略〕 第五章 国の補助等(第三十三条―第三十五条) 附則 〔略〕 スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養^{かん}等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯

にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。

〔略〕

〔略〕

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなの形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与

にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

〔略〕

〔略〕

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

するものである。さらに、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

〔略〕

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

〔略〕

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現することを旨として、推進されなければならない。

〔略〕
このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

〔略〕

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2
〔略〕

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなること等により、地域振興に資するよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるとともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

2
〔略〕

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7
〔略〕

8 スポーツは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（スポーツ団体の努力）

第五条 〔略〕

2| スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

〔削る〕

7
〔略〕

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（スポーツ団体の努力）

第五条 〔略〕

2| スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3| スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及びスポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2| 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。

3| 〔略〕

第三章 基本的施策

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

〔新設〕

2| 〔略〕

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 〔略〕

2 〔略〕

3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

候の変動への対応に特に留意しなければならない。

第十五条 削除

（スポーツに関する科学的研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2
〔略〕

（スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用）

〔新設〕

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学的研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2
〔略〕

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

〔新設〕

2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用にも努めるものとする。

（発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保）
第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、

〔新設〕

生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下

〔新設〕

この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

（高等学校の生徒のスポーツの推進）

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。）の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

〔新設〕

(大学におけるスポーツの推進等)

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、

〔新設〕

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に

住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

〔多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保〕

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

〔情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実〕

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実を図られるよう努めなければならない。

2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨と

運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

して、当該連携を行うよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項及び第二十九条の五第一項において同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

2 全国パラスポーツ大会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会

（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

第三節 競技水準の向上等

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 〔略〕

2 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。第二十九条の五第一項において同じ。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興を図る上で企業

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 〔略〕
〔新設〕

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で

等が果たす役割の重要性に鑑み、企業等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

（スポーツに係る競技の不正な操作等の防止）

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る

企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

〔新設〕

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従つてドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔新設〕

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

〔新設〕

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第二十九条の四 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ

〔新設〕

つ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2| スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等)

- 第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

- 2| スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

(国の補助)

- 第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

〔新設〕

(国の補助)

- 第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を

一 国民スポーツ大会及び<u>全国パラスポーツ大会</u>の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの 二 〔略〕 2・3 〔略〕 （スポーツの振興のために必要な資金等） <u>第三十六条</u> 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。 2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。 3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。	補助する。 一 国民スポーツ大会及び<u>全国障害者スポーツ大会</u>の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの 二 〔略〕 2・3 〔略〕 〔新設〕
--	---

○ スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（関係者相互の連携及び協働） 第八条 国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、<u>一般社団法人</u>日本スポーツフェアネス推進機構（平成三十年十一月十六日に一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構という名称で設立された法人をいう）、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。	（関係者相互の連携及び協働） 第八条 国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。